

令和5年第11回日高市農業委員会議事録

開催月日	令和5年10月25日(水)					
開催場所	日高市役所 301会議室					
開催時刻	午後1時30分					
閉会時刻	午後2時30分					
議長	福井 一洋					
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
農業委員	1	吉原 一雄	出席	8	福嶋 輝幸	出席
	2	道谷 淳史	出席	9	清水 典子	出席
	3	瀬良 早苗	出席	10	松田 浩幸	出席
	4	島村 実	出席	11	鳴河 のり子	出席
	5	金子 純子	出席	12	小岩井 義則	出席
	6	横田 拓也	欠席	13	森谷 進	出席
	7	梅澤 三子	出席	14	福井 一洋	出席
推進委員 農地利用最適化	1	山口 順	出席	4	安藤 俊吾	出席
	2	紫藤 清司	出席	5	加藤 正明	出席
	3	今野 利弘	出席	6	小久保 浩司	出席

議事関係出席者	なし
事務局	事務局長 稲垣 衛 主幹 大森 充浩 主査 大河原 喜浩 主事 岡村 厚輝
傍聴人	なし
議事	<p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第2 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>日程第3 議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>日程第4 専決処分について</p> <p>その他</p>

議 長

これより、議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名

農業委員会会議規則第14条の規定によりまして、議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は、7番、8番にお願いします。

日程第2 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第33号農地法第3条の規定による許可申請について審議に入ります。議事に入る前に議事参与の制限により2番は退室願います。

それでは、12番、①、③の申請地の状況について説明をお願いします。

12番

昨日、現地を確認しました。①の場所は、飯能日高消防署日高分署の〇側になります。現地には、黒マルチが一面に敷いてあり、白菜が栽培されていました。③は、小畔川に沿ったところは栗林で、その北側は赤土で平らな状態になっており、ビニールハウスが3棟ありました。

地目が田なので、入間第二用水の受益地になっていると思いますので、入間第二用水関係の手続きが必要になると思います。

議 長

続いて、5番、②の申請地の状況について説明をお願いします。

5番

23日に推進委員と現地を確認しました。場所は飯能寄居バイパス沿いにある〇〇の東側になります。現地は下草が刈ってあり、きれいになっていました。

議 長

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

事 務 局

譲受人は、日高市で令和3年3月1日に設立された農地所有適格法人です。構成員は、代表取締役の〇〇氏と取締役の〇〇氏、〇〇氏の3人となり、農業従事日数が150日となる見込みとなっています。

農地所有適格法人には、法人の形態、事業内容、議決権、役員4つの要件があります。法人の形態は株式会社等で、主たる事業が農業。農業の売上が過半数であることが条件となります。譲受人については、1年前の売上が514,500円、2年前が46万円、農業以外の売上はありませんでした。

議決権に関しては、構成員の代表取締役の〇〇氏、取締役の〇〇氏、〇〇氏の議決権の数の合計が20個、〇〇氏と〇〇氏が各9個ずつ持っておりますので、農業関係者が過半数以上持っています。

役員に関しては、構成員の役員が農業に150日以上従事する見込みとなっており要件を満たします。以上のことから、農地所有適格法人としての要件に該当していると判断できます。

今回、今後の自社の経営地としていくための申請となります。作付け計画は①が白菜、大根、②が白菜、③がエゴマ、栗を作付けする計画となっております。

議 長

ただいま、担当委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

12番

繰り返しになりますが、入間第二用水関係の手続きについて、申請人へ申し伝えて下さい。

事 務 局

はい。

推進委員

過去に別の法人が、地目が田の農地を取得したことがあり、農地の活用が上手くいかないことがありましたが、今回の法人は大丈夫でしょうか。農業の実績が少しあるようですが、心配です。

また、③の申請地は進入路があるのでしょうか。このような場所を選ぶことにも疑問があります。

事務局

当該法人は市内で飲食店を営業する会社が設立したもので、地元で採れたものを地元へ提供したいとの意向から、農業組織を複数年検討されていました。市のふるさと納税への協力や商工会との関係がありますので、事業を適正に行っていただけたらと考えています。

また、構成員の〇〇氏は〇〇市で認定農業者の認定を受けた経歴もあり、農業知識を有していると思います。〇〇氏も技術的な知識を有していますので、農業経験のある方が従事者になるということもあります。

当該法人の計画では、③の地区は休耕地が多いので、将来的に一体を経営できたらと考えているそうです。このため、他の所有者とも接触していると思われるので、進入路についても調整されていると思います。

13番

農地所有適格法人の要件を満たしており、農業従事する体制が整っている法人であれば、適正に農地を活用してもらえらると思います。

議長
委員
議長

他に質疑がありましたらお願いします。

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。

委員
議長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は許可と決しました。2番は入室してください。

日程第3 議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第34号農地法第5条の規定による許可申請について審議に入ります。

本件担当の13番より申請地の状況について説明をお願いします。

13番

場所は、高萩の方から国道407号線を鶴ヶ島方面に向かい、国道407号バイパスと交わる〇〇のある交差点を少し進んだ先になります。現地は、草が刈ってあり、きれいになっていました。

議長
事務局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

譲受人は現在、〇〇市の借家にて妻と子供3人で生活していますが、生活スペースが手狭となってきたため、住宅建築を計画しました。

住宅を建築する場所については、妻の両親に相談したところ父が所有している申請地を紹介され、譲受人の妻の実家の近くの場所であり、子供たちの面倒をみてもらえるのと、将来、両親の面倒もみれるということで、実家に近接した当該申請地を選定したとのことです。

申請地の農地区分は2種農地であり、計画目的について妥当であると思われる。

議長

ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

1番

続いて2番に入ります。本件担当の1番より申請地の状況について説明をお願いします。

22日に推進委員と現地を確認しました。場所は、県道飯能寄居線の〇〇の信号を右折し、八高線の踏切を渡った200m先になります。現地は、草等がなく、きれいになっていました。申請地の北側は宅地になっており、建物が2棟ありました。

議長

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

事務局

当該申請は、農振農用地地域の除外から計画されているもので、令和5年8月29日付けで除外認可を受けています。

譲受人は現在、市内の借家にて妻と子供3人で生活していますが、子供の成長と共に家財道具が増えたため、生活スペースが手狭となってきたので、住宅建築を計画しました。

住宅を建築する場所については、両親に相談したところ父が所有している宅地で、以前、祖父が住んでいた住宅を紹介され、その住宅を建て替えることとしました。ここで生活することにより、残された土地や建物の維持管理することも考えているとのことでした。

紹介された宅地は、南側の道路に接していないことが判明し、建築基準法上の道路に接していないと建て替えが出来ないことから、今回、出入口部分を確保することを目的としているものです。

申請地の農地区分は1種農地となりますが、集落接続が認められることで例外規定に該当します。転用面積と必要最低限としていること、また、計画目的から必要性が認められると思われます。

議長

ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

続いて、3番に入ります。本件について、事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。

事務局

場所は、〇〇直売所の北側になります。現地は、少し草が生えている状態ですが、管理はされている状態でした。

当該申請は、農振農用地地域の除外から計画されているもので、令和5年8月29日付けで除外認可を受けています。

譲受人は現在、〇〇市の集合住宅にて妻と2人で生活していますが、数年前から近隣入居者による、たばこの臭気等の影響で生活環境が悪化してしまったとのことです。譲受人において、換気扇や空気清浄機等で考えられる対策をしましたが、改善に至りませんでした。また、エレベーターがない集合住宅で階段の昇降が体力的に厳しくなり、災害等の緊急時に避難も心配なことから転居を考え、集合住宅ではなく、一戸建て住宅での生活を考えました。

住宅を建築する場所については、譲受人の妻の両親に相談したところ父が所有している申請地を紹介され、将来、両親の面倒をみるようになった時の事を考えると比較的に近い場所が適しているということと、妻の父が所有している農地の管理も手伝うことができるということから、当該申請地を選定したとのことです。妻の両親の実家は申請地から約300mの位置にあります。

議長

ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

続きまして、4番に入ります。本件担当の11番、申請地の状況について説明をお願いします。

11番

22日に現地を確認しました。場所は、〇〇という会社の南側になります。現地は、草が刈ってあり、きれいになっていました。

議長

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

事務局

譲受人は土木、建築工事の設計、施工、施工管理等の建設業を主とする事業者です。今回、5月の総会に諮りました、〇〇(株)が倉庫を建設する案件に係るもので、倉庫建設にあたり、転用敷地内に現場事務所、従業員等の駐車場、大型重機(ラフタークレーン)のスペースが確保できないとのことで、隣接地の農地に資材等を置く計画としたものです。

申請地では現場事務所、従業員等の駐車場約20台、大型重機、資材搬入等の車両及び工事関係の資材等を置く計画となっています。

今回、一時転用となり1年5か月の期間を使用します。終了後は農地へ戻す復元計画が提出されていること、また、計画目的に必要性があると思われます。

議長

ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員

ありません。

議 長
委 員
議 長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

異議なし。

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

日程第4 「専決処分の報告」について

日程第4「専決処分の報告」について、農地法第5条第1項第6号が7件あります。お手元の資料を読み込みいただき、質疑がありましたらお願いします。

委 員
議 長

ありません。

以上で、本日の審議事項等すべて終了しました。